平成２２年（フ）第６９０号
高知県南国市篠原1733番地３　幸佐ハイツ102号
債務者　和田　進也
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
福岡県直方市大字植木978番地13
債務者　米田ちどり
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４１号
福岡県田川郡大任町大字今任原3992番地
債務者　永原こと　姜　千代子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県田川郡大任町大字今任原3992番地
債務者　永原　純至
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４３号
福岡県田川郡大任町大字今任原3992番地
債務者　永原　留美（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３２号
福岡県田川郡香春町大字高野1014番地５
債務者　髙橋　泰崇
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４２２号
大分県別府市船小路町２番29号　岩田材木ビル503号
債務者　永松枝理香
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５４５号
大分市大字葛木480番地の１　仲道コーポ403
債務者　末並　　巧
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９号
鹿児島県姶良市西餅田2312番地92
債務者　藤野　義仁
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
鹿児島県姶良郡湧水町稲葉崎317番地１
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3238番地12
債務者　小濱　太一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
茨城県神栖市深芝2749番地　クレーデレドーノヨッシーⅡ201号室
債務者　上野　偉純
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３０号
茨城県神栖市知手5057番地　めぐみ荘11号棟
債務者　木滝アケミ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３１号
茨城県神栖市波崎9420番地34　豊ケ崎住宅Ｂ―201
債務者　林　　政夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県神栖市知手中央６丁目21番17号　山崎住宅６号
債務者　折笠　好美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３５号
茨城県鹿嶋市大字下塙1085番地１　久保庭アパート２
債務者　久保庭弘桂
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４１号
茨城県神栖市知手中央10丁目８番34号
債務者　桑原　京子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　水戸地方裁判所麻生支部